

社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

(目的)

第1 県は、社会福祉施設等の整備を図るため、予算の範囲内において、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象)

第2 この補助金の交付の対象である事業、施設の種類、補助事業者の範囲及び対象となる整備区分は別表第1のとおりとする。

2 前項の施設整備は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知。以下「国補助金交付要綱」という。）第2の3の(2)及び(3)に定める整備内容をいう。

3 整備費補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用

(2) 職員の宿舎に要する費用

(3) その他施設整備費として適当と認められない費用

(補助金の交付額の算定方法)

第3 補助金の交付額は、次項又は第3項の規定に定めるところにより算出した額とする。

この場合において、交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前条第1項の施設に係る創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、国補助金交付要綱第2の6の(1)のアにより選定された額に4分の3を乗じて得た額と国補助金交付要綱第2の6の(1)のイにより算出した額とを比較していずれか少ない方の額以内の額を交付額とする。

3 前条第1項の施設に係る前項に掲げる事業以外の事業については、国補助金交付要綱に定める対象事業の区分に応じ、国補助金交付要綱第2の6(2)のイに規定する都道府県（指定都市及び中核市）補助基本額に4分の3を乗じて得た額以内の額を交付額とする。

(申請の取下期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(財産の処分に係る制限の期間)

第5 規則第19条第1項に規定する期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号により厚生労働大臣が定める期間とする。

(工事の状況報告)

第6 補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、工事着工報告書（様式第5号）により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については工事進捗状況報告書（様式第6号）により、毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに知事に報告しなければならない。

(立入検査等)

第7 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者（市町村を除く。）に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(書類の整備等)

第8 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間（当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が5年を超える場合にあっては当該処分の制限期間）これを保存しなければならない。

(前金払)

第9 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、社会福祉施設等施設整備費補助金前金払請求書（様式第7号）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第10 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第8号）により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第11 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

別表第1（第2関係）

交付の対象となる事業	施設の種類の種類	補助事業者の範囲	対象整備区分
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）及び同条第11項に規定する障害者支援施設の施設整備	障害福祉サービス事業所	障害者総合支援法第79条第2項の規定により事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等をいう。以下「社会福祉法人等」という。）	創設、増築、改築、大規模修繕等、スプリンクラー設備等整備、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備
	障害者支援施設	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人等をいい、医療法人を除く。）	
障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護及び同条第5項に規定する行動援護（以下「居宅介護等」という。）並びに同	居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	社会福祉法人等	創設、増築、改築、大規模修繕等、避難スペース整備（居宅介護等及び相談支援を行う事業所の施設整備を除く。）

<p>条第8項に規定する短期入所、同条第15項に規定する就労定着支援、同条第16項に規定する自立生活援助、同条第17項に規定する共同生活援助及び同条第18項に規定する相談支援を行う事業所の施設整備</p>			
<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。）の施設整備</p>	<p>補装具製作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設</p>	<p>社会福祉法人</p>	<p>創設、増築、改築、大規模修繕等、スプリンクラー設備等整備及び老朽民間社会福祉施設整備</p>
<p>社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて（平成17年10月5日付け社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づく応急仮設施設の施設整備</p>	<p>応急仮設施設</p>	<p>この表の施設の種類ごとに定められている補助事業者</p>	<p>応急仮設施設整備</p>

別表第2（第11関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の 規定による書 類	社会福祉施設等施設整備費補 助金交付申請書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 建物の室ごとの室名及び 面積を明らかにした書類 4 建物の配置図、各階平面 図及び立面図 5 設備の見積書 6 カタログの写し 7 敷地の登記簿謄本及び借 地の場合は賃貸借契約書の 写し 8 市町村補助金及び寄附金 に係る証拠書類 9 歳入歳出予算（見込）書 抄本	第1号 別紙1 別紙2 別紙3	2部	別に定める
規則第6条第 1項第1号、 第2号及び第 3号の規定に より承認を受 ける場合の書 類	社会福祉施設等施設整備事業 変更（中止、廃止）承認申請 書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 建物の室ごとの室名及び 面積を明らかにした書類 4 建物の配置図、各階平面 図及び立面図 5 設備の見積書 6 カタログの写し 7 敷地の登記簿謄本及び借 地の場合は賃貸借契約書の 写し 8 市町村補助金及び寄附金 に係る証拠書類 9 歳入歳出予算（見込）書 抄本	第2号 別紙1 別紙2 別紙3	2部	変更（中止、 廃止）の理由 が生じた日か ら14日以内
規則第13条第 1項の規定に よる書類	社会福祉施設等施設整備費補 助金請求書 社会福祉施設等施設整備費補 助金事業実績報告書	第3号 第4号	1部 2部	別に定める

	1 精算額内訳書 2 事業実績報告書 3 歳入歳出決算（見込）書 抄本	別紙4 別紙5 別紙6		
--	--	-------------------	--	--

様式第 1 号(別表第 2 関係)

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

設置団体名
代表者職氏名

社会福祉施設等施設整備費補助金交付申請書

年度において社会福祉施設等施設整備費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

- | | | |
|---|--------|------|
| 1 | 交付申請額 | 円 |
| 2 | 施設の種類等 | 別紙 1 |
| 3 | 申請額内訳 | 別紙 1 |
| 4 | 事業計画 | 別紙 2 |

(添付書類)

- ア 建物の各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- イ 建物の配置図、各階平面図及び立面図
- ウ 設備の見積書
- エ カタログの写し
- オ 敷地の登記簿謄本及び借地の場合は賃貸借契約書の写し
- カ 市町村補助金及び寄附金に係る証拠書類（原本証明すること）
- キ 整備計画に係る歳入歳出予算（見込）書抄本（別紙 3）

様式1 別紙1(別表第2関係)

施 設 整 備 申 請 額 内 訳 (障 害 者 関 係 施 設)

都道府県市名 _____ 設置者の名称 _____ 施設の名称 _____

施 設 種 別	設 置 者 の 対 象 経 費 の 寄 付 金 そ の 他	BとDの少ない方 の額 × 県補助率 E	算 定 基 準 に よ る 額 (指 定 都 市 等) 補 助 額 F	都 道 府 県 国 庫 補 助 基 本 額 G	国 庫 補 助 金 所 要 額 H	国 庫 補 助 金 額 I (= H × 2/3)
	A 総 事 業 費 (予 定) 円 (≤ A)					
1 施設整備費						
施設整備費計						

- (注)
- (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 - (2) 国庫補助金算定方法が交付要綱第2の6の(1)によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に県補助率を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をF欄に記入すること。
 - (3) 算出にあたっては、本体、その他工事別とし、小計を設けること。
 - (4) G欄については、都道府県、指定都市及び中核市補助(3/4+α)相当額を計上すること。 +αとは都道府県、指定都市及び中核市の単独補助を指す。
 - (5) A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄、F欄若しくはG欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入は不要である。
 - (6) A欄～H欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
 - (7) H欄には、E欄、F欄若しくはG欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。
 - (8) I欄は、H欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。

様式 1 別紙 2 (別表第 2 関係)

事業計画

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地 _____
- (2) 施設の種類 _____
- (3) 事業の目的及び効果 _____
- (4) 設置主体及び経営主体 _____
- (5) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人
(世帯)	(世帯)	(世帯)

(注) 宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。)

- (ア) 敷地面積 _____ m²
- (イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)
- (ウ) 施設整備の区分(創設、拡張等の別)
- (エ) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
- (オ) 建物の構造(____造)

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
- (イ) 建物の構造(____造)
- (ウ) 建築年月日 _____
- (エ) 補助金の区分(昭和〇〇年度:国庫・民間・自己資金・その他)
- (オ) 処分(取りこわし)年月日 _____

(注) 既存施設の解体撤去工事がかかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造 (_____ 造)

- (注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

ア	主体工事費	_____円
イ	工事事務費	_____円
ウ	小計(本体工事費)	_____円
エ	介護用リフト等特殊附帯工事費	_____円
	(介護用リフト工事費)	_____円
	(_____)	_____円
オ	授産施設近代化整備工事費	_____円
カ	授産施設等整備工事費	_____円
キ	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	
	(解体撤去工事費)	_____円
	(仮設施設整備工事費)	_____円
ク	その他の工事費	_____円
ケ	地域交流スペース	_____円
コ	合計	_____円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア	国庫補助金	_____円
イ	〇〇補助金	_____円
ウ	設置者負担金	_____円
	(内訳) 一般財源	_____円
	地方債	_____円
	寄付金	_____円
エ	合計	_____円

(4) 施工計画

ア	直営・請負の別	
イ	契約年月日	_____
ウ	着工年月日	_____
エ	竣工年月日	_____
オ	事業開始年月日	_____
カ	解体撤去工事関係	
	(ア) 直営・請負の別	_____
	(イ) 着工年月日	_____

(ウ) 完了年月日

キ 仮施設設工事関係

(ア) 直営・請負・賃貸借の別

(イ) 工事期間

(ウ) 仮施設設の使用期間

(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項

様式1 別紙3(別表第2関係)

年度社会福祉法人

本部会計

歳入歳出予算(見込)書抄本

(歳入)

大区分	中区分	小区分	予算額	摘要

(歳出)

大区分	中区分	小区分	予算額	摘要

本書は、社会福祉法人 _____ の 年度本部会計歳入歳出予算(見込)書の抄本である。

年 月 日

社会福祉法人
理事長

様式第2号(別表第2関係)

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

設置団体名
代表者職氏名

社会福祉施設等施設整備事業変更(中止、廃止)承認申請書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定があった標記事業について、次の理由により変更(中止、廃止)したいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 理由
- 2 添付書類
(様式第1号に準ずる。)

様式第3号（別表第2関係）

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

住所
団体名
代表者名

社会福祉施設等施設整備費補助金請求書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定があった標記
事業について、事業が完了したので、関係書類を添えて補助金を請求します。

金 円

交付決定額	円
前金払受領額	円
今回請求額	円
残額	円

振込先（ 銀行 支店 ）
口座名義人
口座番号

様式第4号（別表第2関係）

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

法人名
代表者名

社会福祉施設等施設整備費補助金事業実績報告書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定があった標記
事業に係る事業実績について、関係書類を添えて報告します。

- 1 施設の種別
- 2 精算額内訳書
- 3 事業実績報告書
- 4 歳入歳出決算（見込）書抄本

様式4 別紙5 (別表第2関係)

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地 _____

(2) 施設の種類 _____
(3) 設置主体及び経営主体 _____

(5) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人
(世帯)	(世帯)	(世帯)

(注) 宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。)

- (ア) 敷地面積 _____m²
(イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)
(ウ) 施設整備の区分(創設、拡張等の別)
(エ) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²
(オ) 建物の構造(____造)

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

- (ア) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²
(イ) 建物の構造(____造)
(ウ) 建築年月日
(エ) 補助金の区分(昭和〇〇年度:国庫・民間・自己資金・その他)
(オ) 処分(取りこわし)年月日

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²
(イ) 建物の構造(____造)

(2) 支出済事業費総額

ア	主体工事費	_____円
イ	工事事務費	_____円
ウ	小計（本体工事費）	_____円
エ	介護用リフト等特殊 附帯工事費	_____円
	（介護用リフト工事費）	_____円
	（_____）	_____円
オ	授産施設近代化整備 工事費	_____円
カ	授産施設等整備工事 費	_____円
キ	解体撤去工事費及び 仮設施設整備工事費	
	（解体撤去工事費）	_____円
	（仮設施設整備工事費）	_____円
ク	その他の工事費	_____円
ケ	地域交流スペース	_____円
コ	合計	_____円

（注） 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

ア	契約年月日	年	月	日
イ	着工年月日	年	月	日
ウ	竣工年月日	年	月	日
エ	事業開始年月日	年	月	日
オ	解体撤去工事関係			
	（ア）着工年月日			
	（イ）完了年月日			
カ	仮設施設工事関係			
	（ア）工事期間			
	（イ）仮設施設の使用期間			

(4) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無
有 ・ 無

(5) その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負いの場合は、工事請負契約書の写
直営の場合は、支払領収書
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し（仮施設設整備のみ）
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写
（建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証）
- 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
- 4 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 工事契約金額報告書（別紙①）
- 7 抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）

別紙①

番 年 月 日

都道府県知事
各 指定都市市長
中核市市町

社会福祉法人〇〇〇会
理事長 〇〇〇〇

施工業者
株式会社 △△△建設
代表取締役 △△△△

工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人〇〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、国庫補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約		
設計管理委託契約		

様式4 別紙6(別表第2関係)

年度社会福祉法人

本部会計

歳入歳出決算(見込)書抄本

(歳入)

大区分	中区分	小区分	予算額	摘要
41 補助金収入	01 地方公共団体 補助金収入	01 県補助金		
		02 市町村補助金		
42 寄付金収入	01 寄付金収入			
44 雑収入	01 雑収入			
46 設備資金 借入金収入	01 設備資金 借入金収入			
47 積立金戻入	施設積立金戻入			

(歳出)

大区分	中区分	小区分	予算額	摘要
31 事務費支出	08 旅費			
		09 一般物品費		
		10 固定資産物品費		
		11 印刷費		
		14 会議費		
		16 役務費		
		18 雑費		
34 雑支出	01 雑支出			
35 固定資産取得費	01 固定資産取得費			

本書は、社会福祉法人

の 年度本部会計歳入歳出決算(見込)書の抄

本である。

年 月 日

社会福祉法人
理事長

様式第7号（第9関係）

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

住所
団体名
代表者名

社会福祉施設等施設整備費補助金前金払請求書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定があった標記
事業について、前金払いを受けたいので、関係書類を添えて請求します。

金 円

交付決定額	円
受入済額	円
今回請求額	円
残額	円

請求理由

振込先（ 銀行 支店 ）
口座名義人
口座番号

様式第8号（第10関係）

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

法人名
代表者名

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定があった標記
事業に係る消費税等仕入控除税額については、下記のとおり報告します。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第
15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額（要県補助金等返還相当額）
金 _____ 円
- 4 添付書類
2の消費税仕入控除税額の積算内訳等